

第5章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所

(1) 河川工事の目的

大雨による浸水被害の解消と軽減を図り、洪水を安全かつ速やかに利根川に排水するため、河道の流下能力の増大を図ることを目的として河川工事を行う。

河道の整備に当たっては、動植物の良好な生息環境を創出するとともに、地域における適正な河川利用を考慮した施設を配置する。

水質改善の要請が特に高い河川においては、河川水の浄化を目的とした整備を行う。

(2) 河川工事の種類

河道の流下能力増大のための工事は、築堤、掘削、護岸工等の河道改修及び放水路工事とする。

水質改善を目的とする工事は、植生護岸とする。

(3) 河川工事の施行の場所

河川工事の施行の場所は、下表に示す区間とする。

河川工事の施行の場所

河川名	施行場所	延長	整備内容
小野川	利根川合流点～牧野制水門	約 2.9km	河床掘削、護岸、築堤
黒部川	貯水池部	—	直接浄化施設、植生護岸
	小堀川合流点～平成橋	約 2.1 km	河床掘削
	日之橋～光土橋:左岸	約 0.5 km	河道拡幅、築堤
玉川	玉川橋～提橋	約 0.5 km	河道拡幅、河床掘削、築堤
清水川 (香取市)	山川橋付近	約 0.4 km	河床掘削、護岸
清水川 (銚子市)	利根川合流点～武木田橋	約 1.6 km	河道拡幅、河床掘削、護岸

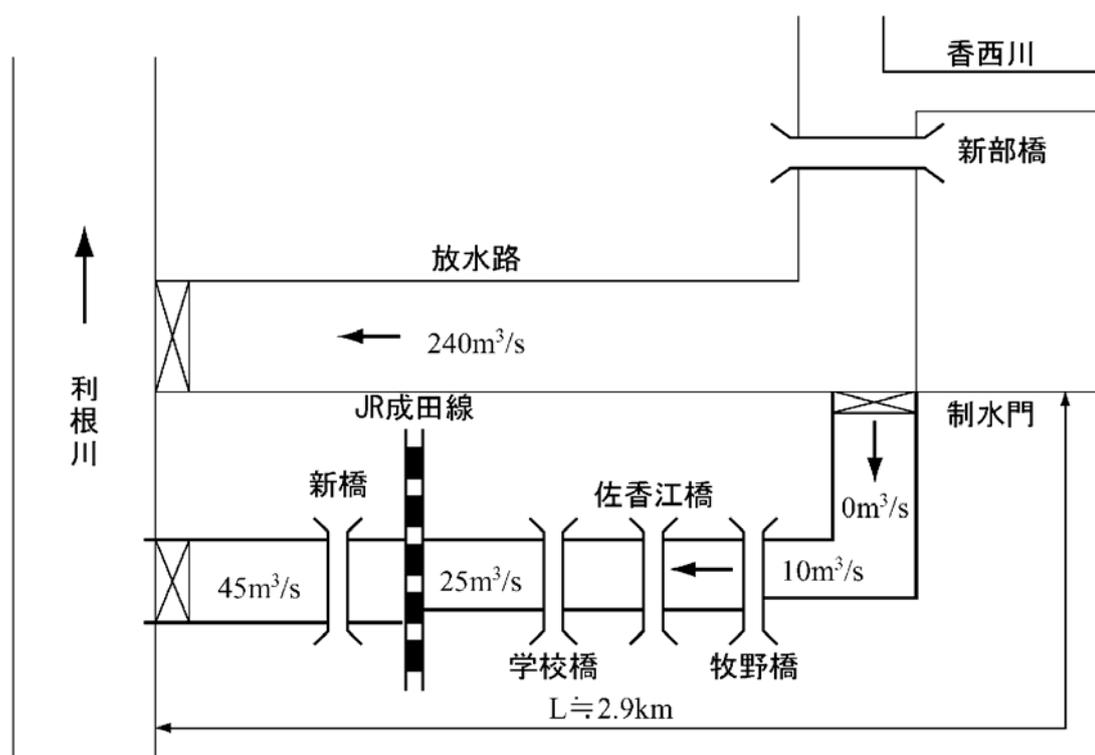
第2節 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

【小野川流域】

制水門上流からの洪水の全量を放水路によって利根川に排水し、下流市街部の外水氾濫による被害の防止と、上流域の農地の浸水被害軽減を図る。

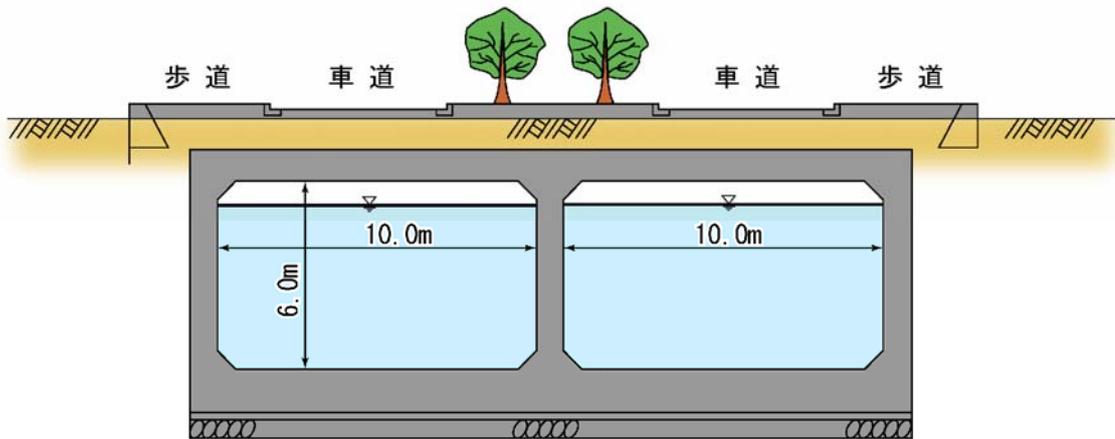
利根川合流部から制水門までの河道は、計画規模の降雨による香取市街地部からの流出量を安全に流下させるものとする。河川工事に当たっては、水辺の環境学習や沿川の散策、観光船の乗降等の河川利用を考慮した整備を香取市と連携して実施する。なお、利根川合流部から学校橋までの間で地元が計画している観光船の運航に配慮することとする。

計画流量配分図

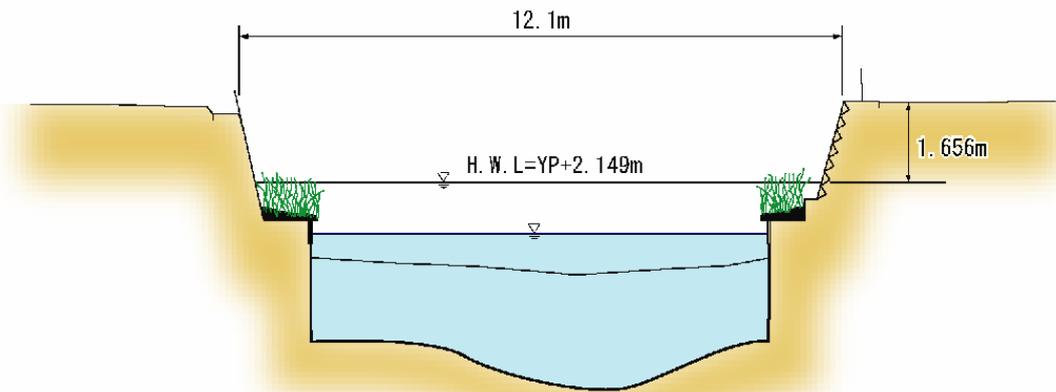


代表断面図

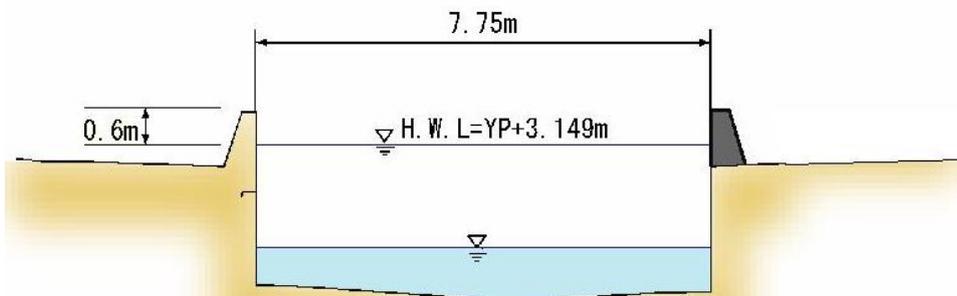
[放水路部]



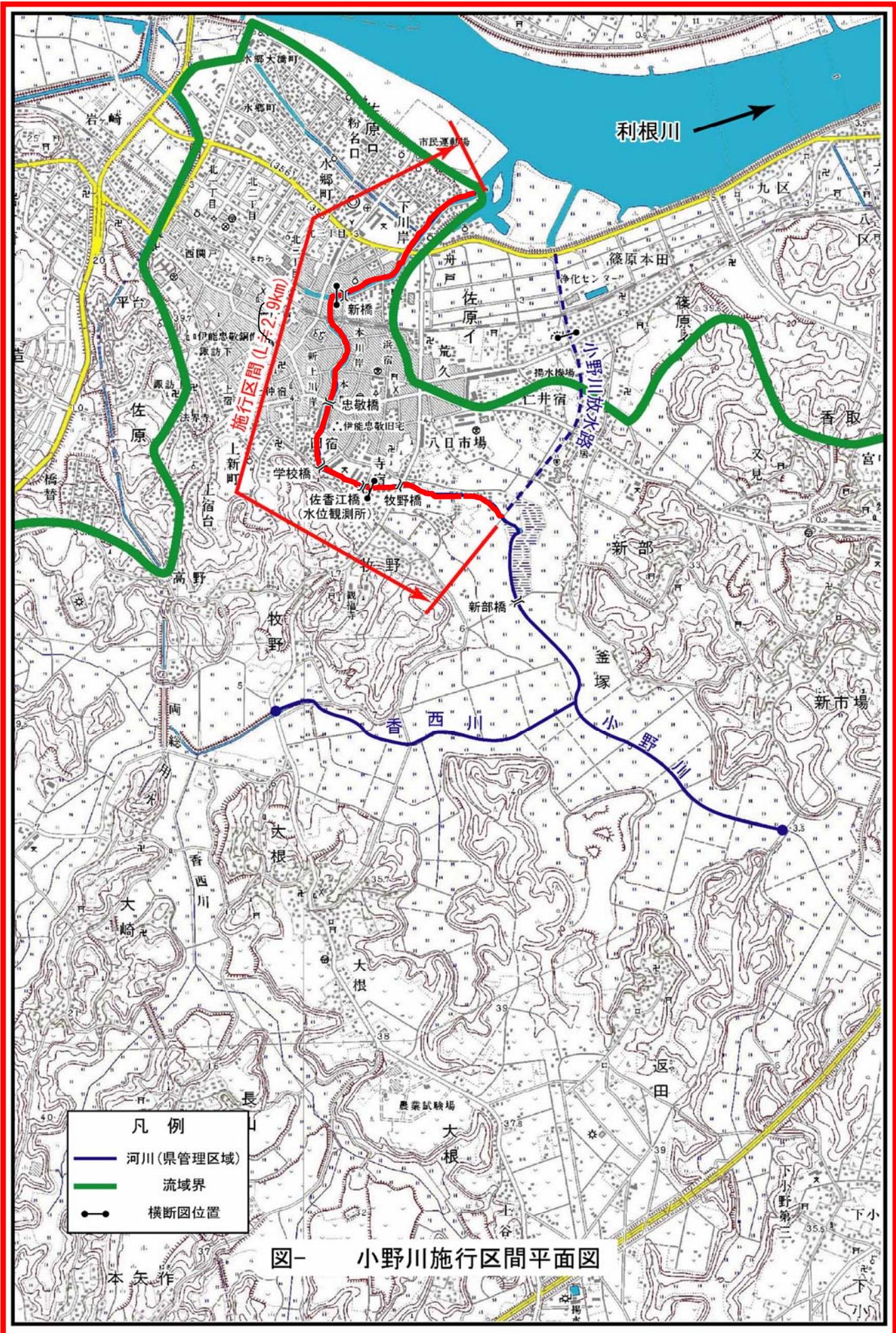
[小野川 新橋上流]



[小野川 佐香江橋上流]



凡例	
—▽—	H. W. L.: 計画高水位
—	M. W. L.: 平常時水位
—	現況河道断面
—	整備計画断面



図一 小野川施行区間平面図